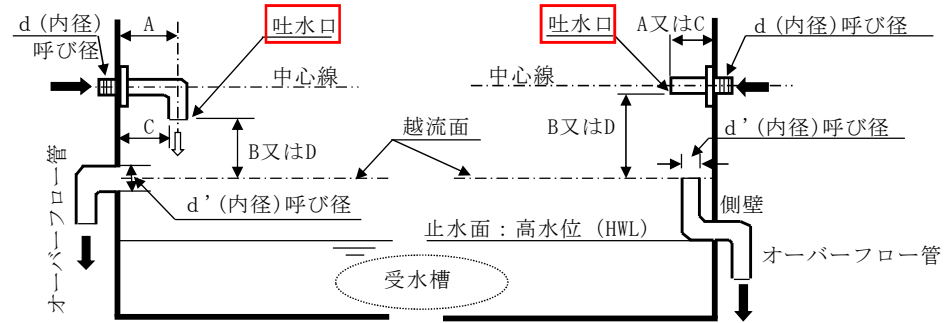
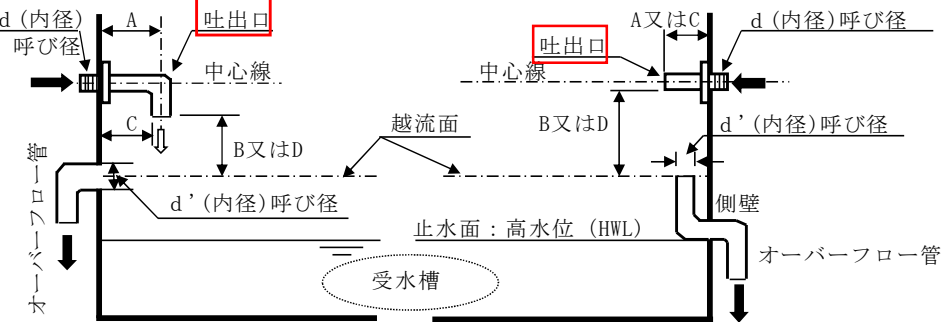


貯水槽水道等給水設備指導要領 新旧対照表

新	旧
共通 ・ 所属名称の変更に伴う修正 ・ 水道行政の移管に伴う修正 ※ 軽微な修正等は掲載省略 附則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。 第 1 章 総則 4 指導及び協議の対象 貯水槽水道により、水道水の供給を受けようとする者は、事前に水槽（受水槽、高置水槽）の構造及び材質、配管材料（揚水ポンプ含む。）並びに給水方式の選定等について、給水工事事務所と協議すること。また、給水装置工事申請時に流末装置調査表（様式 1）により届出ること。 第 2 章 受水槽及び高置水槽 1 設置位置 (1) 配水管から直接給水される受水槽については、3 階以上の階層に設置しないこと。 ～以降、項目内番号一つずつ繰下げ～	第 1 章 総則 4 指導及び協議の対象 貯水槽水道により、水道水の供給を受けようとする者は、事前に水槽（受水槽、高置水槽）の構造及び材質、配管材料（揚水ポンプ含む。）並びに給水方式の選定等について、担当する給水工事課と協議するとともに、流末装置調査表（様式 1）により届出ること。 第 2 章 受水槽及び高置水槽 1 設置位置 (記載なし)

貯水槽水道等給水設備指導要領 新旧対照表

新	旧
第 5 章 受水槽への給水 (図10 吐水口空間図)  ※ B又はDは、吐水口空間を示す。 (注)オーバーフロー管が横取出しの場合の吐水口空間の考え方は、「給水装置工事技術指針」による。	第 5 章 受水槽への給水 (図10 吐水口空間図)  ※ B又はDは、吐出空間を示す。 (注)オーバーフロー管が横取出しの場合の吐水口空間の考え方は、「給水装置工事技術指針」による。